

## 小規模企業共済 掛金の納付期限の延長のご案内

小規模企業共済掛金の納付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少しているご契約者様に対して、次のお手続きをご案内いたします。

### ○令和2年11月分（最大6か月間）までの掛金の納付期限を延長

納付期限の延長は、適用月から令和2年11月（最大6か月間）までの間、掛金の請求を停止し、令和2年12月から2か月分ずつの請求を行う制度です。

※延長期間が終了した翌月（令和2年12月）から、掛金を2か月分ずつ納めていただきます。

**※最大6カ月間、通常の2倍の掛金が請求されます。再開後の支払い負担が大変大きくなりますので、制度内容を十分ご理解の上お申し込みください。**

**※単純に掛金支払の負担を抑えたい場合は、「掛金の減額」をご活用ください。**

#### <締切及び適用月>

令和2年5月から10月の毎月20日（20日が休日の場合は直前の営業日）までに中小機構必着で送付いただきますと、申込月の翌月から最大6か月間の掛金納付期限が延長されます。

なお、令和2年11月までの特例措置となりますので、お申込み月が遅くなると延長適用月が短くなりますのでご注意ください。

例：令和2年5月20日に到着した場合 → 令和2年6月分から適用（6か月）  
令和2年5月21日に到着した場合 → 令和2年7月分から適用（5か月）

#### 令和2年6月分以降の掛金納付期限を延長した場合（イメージ）

R2							R3							
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
納付期限の延長を適用							6月分	8月分	10月分	12月分	2月分	4月分		
5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	7月分	9月分	11月分	1月分	3月分	5月分	6月分	

・令和2年6～11月は掛金の請求は発生しませんが、令和2年12月～令和3年5月までは、**2か月分（現在の2倍）の掛金が請求されます。**（令和3年6月分より通常の請求となります。）

#### <手続き方法>

「新型コロナウイルス感染症にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」([https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_s.html#kakekin](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html#kakekin))に掲載されている様式「小規模企業共済 納期延長申請書」に必要事項をご記入のうえ、中小機構（下記）に直接送付してください。

（送付先）〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課